

公立大学法人青森公立大学の第3期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討について

今年度は、市が定める公立大学法人青森公立大学の第3期中期目標期間（令和3年度～令和8年度）の最終年度であり、地方独立行政法人法に基づき、中期目標期間終了時までに、当該大学の業務継続の必要性等を検討し必要な措置を講ずるもの。

1 中期目標の趣旨及び期間終了時の検討について

- ・設置団体の長（以下、「市長」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「大学」という。）の設立団体として、大学が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定めることとされている。
- ・市長は、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った時（令和7年8月実施済）は、中期目標の期間の終了時までに、大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。（法第七十九条の二 第一項）
- ・検討を行うに当たり評価委員会の意見を聴かなければならない。（法第七十九条の二 第二項）

2 第3期中期目標期間終了時の検討に当たって

中期目標期間終了時の検討は、これまでの評価委員会による評価及び学校教育法に基づく認証評価機関による評価結果等を踏まえたものとした。

- 「中期目標前年度 業務実績評価（評価委員会による評価）」
令和7年8月実施（毎年度実施）
- 「中期目標期間（終了時見込）業務実績評価（評価委員会による評価）」
令和7年8月実施（6年ごとに実施）
- 「認証評価（認証評価機関（第三者）による評価）」
令和8年3月実施（7年ごとに実施）

3 公立大学法人青森公立大学の第3期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）について

※別紙 資料4-2 のとおり

4 第3期中期目標期間終了時の検討に関するスケジュール（案）について

- 令和8年7月2日 第1回評価委員会（市が作成した案について意見聴取）
- 令和8年7月24日 第2回評価委員会（意見を踏まえ検討結果及び講ずる措置を確定）
- 令和8年7月下旬 大学に検討結果及び講ずる措置を通知、市ホームページ公表